

27水推第793号
環自野発第1510091号
平成27年10月9日

各都道府県水産行政担当部局長 殿
各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

水産庁増殖推進部栽培養殖課長
環境省自然環境局野生生物課長
(公印省略)

カワウ被害対策の進め方について

農林水産省と環境省においては、「カワウ被害対策強化の考え方」(平成26年4月23日農林水産省・環境省公表)において、「被害地から半径15km以内のねぐら等を中心として、ねぐら等の管理やそれらを利用するカワウの個体数を管理して、被害を与えるカワウの個体数を10年後(平成35年度)までに半減させることを目指す。」との目標を設定し、更に「内水面漁業の振興に関する基本方針」(平成26年10月15日農林水産省告示第1432号)において、その目標の早期達成を図ることとしたところです。

この目標の達成のためには、まずはカワウによる被害対策の全ての関係者がカワウの特性等について知識を共有することや、都道府県単位で被害を与える個体数の削減など個体群管理に向けた効果的な計画を策定すること等が重要であることから、都道府県における対策の実施にあたり留意すべき事項につき下記のとおり通知するので、特段のご配慮をお願いします。

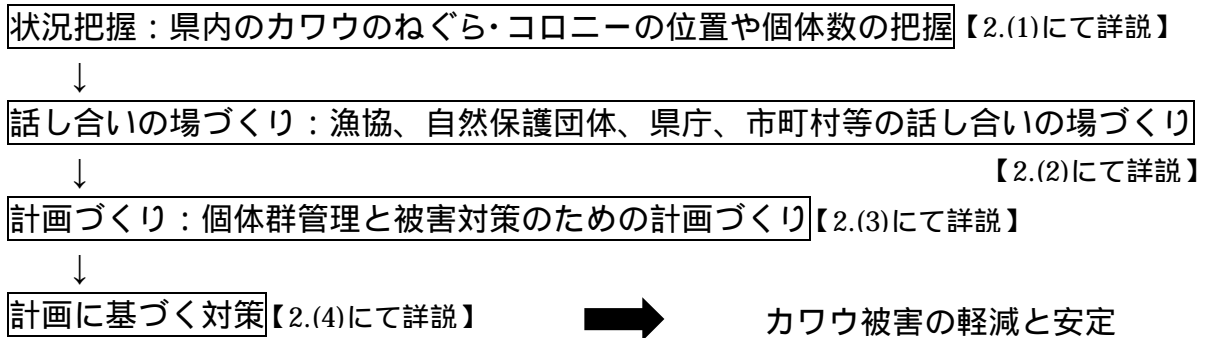
記

カワウは、河川や湖沼等の内水面や養殖場においてアユ、コイ等の有用魚種を捕食すること等で、内水面漁業等へ被害を与えている。また、カワウの確認されたねぐら(夜間の休息場)やコロニー(繁殖場)(以下、「ねぐら等」という。)の数は、2004年から2011年までの7年間で227カ所から448カ所と約2倍に増加しており、内水面漁業者等からは被害対策強化の要望が強く寄せられている。

このような現状を踏まえ、カワウ被害対策強化の考え方及び内水面漁業の振興に関する基本方針において、カワウ対策の方向性が示されているところである。そこで、カワウ被害対策を進めるにあたり、1.基本的な考え方及び2.個別対策について整理したので、これらに留意しながら対応願いたい。

1. 基本的な考え方

(1) カワウ被害対策の進め方は以下のとおりである。なお、個別対策については、2. で詳説する。



(2) カワウの被害対策は、被害を与えるカワウの数を減少させることを目標とする。これは、県内に生息するカワウの全体数を削減しようとするものではなく、個体数を削減させる取組とねぐら等が作られる場所をコントロールする取組等によって、被害を受けている漁場や養殖場等（以下、「被害地」という。）に飛来するカワウの数を削減しようとするものである。

(3) カワウは、ねぐら等を無計画で攪乱すると、ねぐら等の分散を招き、被害が減少しないばかりか、かえって被害を拡大させることもある。このようなカワウの特性を全ての関係者が理解した上で、県域全体のカワウの生息状況や被害状況を踏まえた効果的な被害防止の取組計画を策定し、その取組手順に従って、関係者がそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。

(4) カワウ被害対策は、ニホンジカ等による被害対策に比べて歴史が浅く、技術的にも確立していないことから、相当入念に計画作りをしたとしても、期待した成果が得られないこともあり得る。このため、取組の効果を随時検証し、計画内容を随時見直していく、いわゆる順応的管理を適切に行う必要がある。

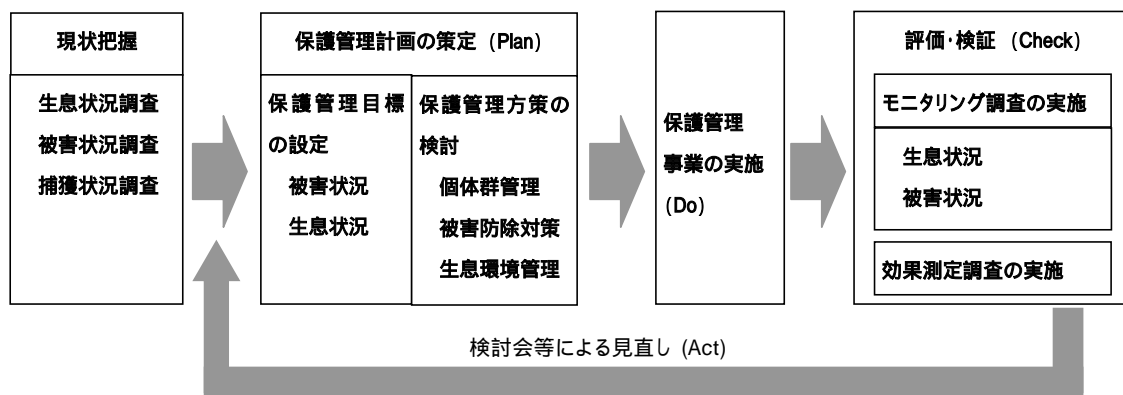


図1：順応的管理のモデル例

出典：平成25年10月 環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」

(5) カワウ被害対策においては、モニタリング結果に基づく効果の科学的評価が不可欠であり、これを適切に行うため、カワウの専門家の助言を踏まえて科学的に管理することが重要である。

2. 個別対策

(1) 現状把握のための調査

計画の策定、被害の変化に係る考察、対策の実施効果の検証のために、カワウの生息状況及び被害状況の把握は必須である。

都道府県の水産行政担当部局（以下、「水産部局」という。）においては、内水面漁業協同組合等がとりまとめた飛来数や飛来場所等の被害状況に係るデータを、鳥獣行政担当部局（以下、「鳥獣部局」という。）においては、都道府県内のねぐら等の位置、営巣数や個体数等の生息状況に係るデータをそれぞれ入手し、両者を一元化の上、図2を参考にマップに図示化する。

また、マップについては定期的にデータ更新する。

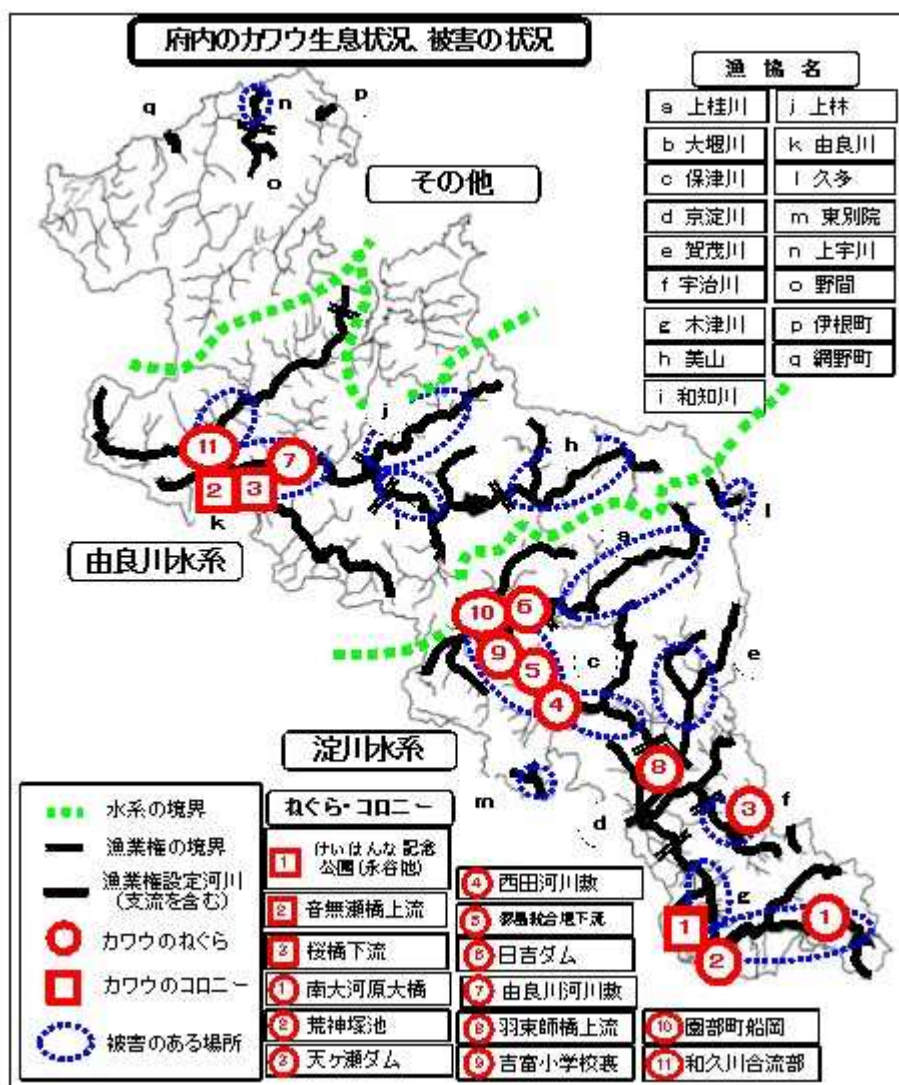


図2：京都府におけるカワウ生息状況、被害状況のとりまとめ例

出典：平成25年10月 環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」

(2) カワウ対策を幅広い関係者の理解の下で計画的に実施するための協議の場づくり
カワウの被害対策には、行政においては都道府県、市町村の水産部局、鳥獣部局と河川部局が関わるほか、漁業協同組合、公園等水辺の林地管理者、自然保護団体、狩猟者団体、カワウの生態や対策に関する学識経験者など、極めて多様な者が関与することが必要となる。

カワウの被害対策を効果的に進めるため、これらの多様な者は、カワウの生態、対策の目的、手順等について理解し、全体として秩序だてて取組を進める必要がある。

このため、関係者が顔を合わせて情報を共有し、知識を高め、話し合いを行い、関係者間の利害の調整を図る場をつくることが重要である。

都道府県の水産部局及び鳥獣部局においては、互いに連携して、都道府県関係部局、市町村、漁業協同組合、公園等水辺の林地管理者、自然保護団体、狩猟者団体、カワウの生態等の専門家等幅広い関係者が参集した場づくりをする。なお、恒常的な協議会等が望ましいが、まずは、関係者がカワウの被害対策に係る基本的事項を確認するための研修会といった形で始めることも考えられる。

(3) カワウ被害対策の取組計画の策定

都道府県の水産部局及び鳥獣部局においては、前述の話し合いの場を活用し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年7月12日法律第88号)に基づく第二種特定鳥獣管理計画など、カワウ被害対策の取組に係る計画を策定するように努める。

この計画は、カワウの被害対策の趣旨、目標、関係者それぞれの役割分担、具体的な被害対策活動の内容、留意事項等を明示的に定めることにより、関係者の協力の下で、個体数の削減やねぐら等の位置のコントロールの取組等が都道府県内全体において着実かつ効果的に実施されるようにするためのものである。

目標の設定について

「内水面漁業の振興に関する基本方針」において、「カワウ被害対策強化の考え方」に規定する被害を与えるカワウの個体数を平成35年度までに半減させる目標の早期達成を図る」こととしていることを踏まえ、都道府県においてもこれを参考に、2(2)で設けられた話し合いの場で合意形成し、目標を定めるようお願いする。

目標年度については、都道府県の実情に応じて前倒しして差し支えないが、基準年度(現状)における被害を与える個体数と平成35年度において目標とする被害を与える個体数を明示する。

なお、基準年度(現状)における被害を与える個体数は、平成25年度の県や漁連等によるカワウ調査データを用いることを基本とするが、信頼性に疑義がある等の場合には、平成27年度に水産庁の「健全な内水面生態系復元等推進事業」の助成を受けて内水面漁業協同組合連合会等が実施しているカワウ飛来数調査の結果を利用いただきたい。

< 目標の考え方案 >

$$\frac{(\text{H35 年度の調査データ})}{(\text{H25 年度の調査データ})} = \frac{1}{2}$$

H25 年度データを基本とするが、H27 年度の調査結果を利用することも可能。
分母と分子の調査手法は可能な限り統一すること。

具体的な被害対策の内容について

都道府県内のカワウの生息状況、被害状況のマップを基に、専門家の意見を聞きながら、対策を行うべき地区やねぐら等の優先順位、コロニーの状況に応じた対処方法について、具体的に活動内容を定めることが必要である。

その際の基本的な考え方は以下のとおりであるが、都道府県内の状況に応じ専門家等の意見も聴きながら適宜修正を加えて策定する。また対策の実施後は、モニタリングによって状況変化の確認等を行う。

- ・被害状況のマップを基に、都道府県や地域内でカワウ許容エリアや許容個体数を検討し、被害地に直接影響を与えていると考えられるねぐら等について、カワウ許容エリアへの追い出しを行うか、個体数や営巣数の抑制を行うか等を検討。
- ・個体数が増加していない安定期のねぐら等については、被害が大きい場合にあっては個体数を減らすことを検討し、被害が許容範囲にある場合にあっては攪乱せずにねぐら等を維持した状態で管理を継続。
- ・ねぐらの形成初期や営巣開始初期は、カワウがまだその地域に馴染んでいない時期であり、追い出しやコロニー化の防止がしやすいため、被害地の周辺でねぐらの形成や営巣が始まった場合には、早期に除去。

なお、カワウの生態からみて、避けるべき取組の主なものは以下のとおりである。

- ・散弾銃の発砲など無計画なねぐら等の攪乱（他の場所への移動による被害地の拡大のおそれ）
- ・巣からの卵の除去（再産卵で繁殖期間が長期化することによる被害の拡大のおそれ）
- ・繁殖期間初期の巣落とし及びヒナの除去（再営巣で繁殖期間が長期化することによる被害の拡大のおそれ）

ただし、繁殖期間後期の巣落とし及びヒナの除去については、状況によっては効果が見られる事例もあるため、取り組む場合は注意して取り組み、取り組み後はモニタリングによって分散の有無の確認等を行う。

(4) 計画に基づく対策の実施

都道府県の水産部局及び鳥獣部局においては、計画に定められた被害対策が確実に実施されるよう、都道府県内の関係者に対する周知及び指導をお願いする。また、銃器の使用については、計画に定めがある場合を除いて厳に実施しないよう、関係者への指導をお願いする。

(5) 取組効果の検証とそれを踏まえた計画の見直し

カワウの被害対策は技術的に確立されていないことから、取組の効果をモニタリングしながら随時検証し、その結果を踏まえて、計画内容を適切に見直していく作業を繰り返していくことが重要である。

都道府県の水産部局及び鳥獣部局においては、都道府県の水産試験場や専門家の協力を得て、モニタリング結果の科学的評価に努めるとともに、モニタリングの結果、被害の軽減が見られない、かえって被害が拡大している等の問題が判明した場合に、速やかに計画内容の見直しにつき検討できる体制を構築する。

(6) その他

カワウ被害対策の取組計画の策定や計画内容に基づく活動に関する具体的なノウハウの会得、取組計画の見直し等においては、専門家の知見を得ることが有益となるが、国内のカワウ被害対策の専門家の数は限られている。

水産庁及び環境省においても、各都道府県からの要請があれば、協議会等の場への専門家の派遣の斡旋に努めることとするが、各都道府県においては、専門家のカウンターパートとなって、その知見を集中的に取得し、都道府県内関係者に伝える担当者の明確化について配慮を願いたい。